

平成 22 年度環境技術実証事業
ヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減等技術）
拡大ワーキンググループ会合
議事要旨

1. 日時：平成 22 年 11 月 29 日（月）10：00～11：40
2. 場所：鉄鋼会館 805 号室
3. 議題
 - (1) 事業や対象技術分野への要望・意見について
 - i) ご意見募集の結果
 - ii) アンケート調査の結果
 - iii) エコビルド 2010 アンケート結果
 - (2) その他（今後のスケジュールなど）
4. 出席検討員：足永検討員、近藤検討員（座長）、西田検討員、山本検討員、張本検討員
5. 配付資料
 - 資料 H22 拡大-1 : ワーキンググループ検討員名簿（変更）
 - 資料 H22 拡大-2-1 : 事業の運営に関する意見募集及びアンケート調査について（概要）
 - 資料 H22 拡大-2-2 : 意見募集に係る報道発表資料（環境省）
 - 資料 H22 拡大-2-3 : 意見募集に係る報道発表資料（建材試験センター）
 - 資料 H22 拡大-2-4 : ご意見募集要領
 - 資料 H22 拡大-2-5 : 意見提出用紙
 - 資料 H22 拡大-2-6 : アンケート調査に関する依頼状
 - 資料 H22 拡大-3-1 : 事業の運営に関する意見募集について（意見書）
 - 資料 H22 拡大-3-2 : 同（添付資料）
 - 資料 H22 拡大-4-1 : アンケート調査結果（平成 21 年度以前の実証申請者向け）
 - 資料 H22 拡大-4-2 : ロゴマークの利用状況 【委員限り】
 - 資料 H22 拡大-5 : アンケート調査結果（平成 22 年度実証申請者向け）
 - 資料 H22 拡大-6 : エコビルド 2010 環境技術展示会ブースにおけるアンケート結果
 - 資料 H22 拡大-7 : 年度スケジュール（案） 【委員限り】
 - 参考資料 H22 拡大-A : 平成 22 年度環境技術実証事業実施要領 【再配布】
 - 参考資料 H22 拡大-B : ロゴマークに記載する性能値について 【再配布】
 - 参考資料 H22 拡大-C : アンケート調査票（平成 21 年度以前の実証申請者向け）
 - 参考資料 H22 拡大-D : アンケート調査票（平成 22 年度実証申請者向け）
6. 議事

会議は公開にて行われた。

 - (1) 開会

拡大 WG 会合開会にあたり、事務局より座長及び検討員を紹介した。

(2) 事業や対象技術分野への要望・意見について

事務局より、当分野の運営に関する意見募集について説明した。

i) ご意見募集の結果

運営に関する意見募集を行った結果、寄せられた意見を事務局より報告した。

【意見・質疑応答】

- 実証のツールとして、保水性建材の評価方法（数値計算方法など）の適用が可能になれば、寄せられた意見にある「熱負荷計算」を、実証項目として追加してもよいのではないか。
- 本年度実施していない項目を実証項目とする場合、再度その項目について実証を受ける事ができるのか。
→該当する項目について、追加で実証を申請することは可能である。ただし、実証方法が確立された場合に限る。

ii) アンケート調査の結果

①平成 21 年度以前の実証申請者向けアンケートの結果

事務局より、資料 4-1 に基づきアンケートの結果を報告した。また、実証事業ロゴマーク（以下、ETV マーク）の利用状況について、資料 4-2 に基づき説明した。

【意見・質疑応答】

- 明度と日射反射率だけ（または、遮へい係数のみ）を ETV マークに表示（併記）してしまうと、それだけが議論の対象になってしまう可能性がある。また、多くの数値を表示してしまうと、ETV マーク自体の存在が薄れてしまう可能性がある。
- 資料 4-2 に掲載される ETV マークを見ると、2～3cm 角の大きさで使用しているケースが多いように見受けられる。その寸法で、現状記載している情報にいくつかの項目を記載すると、ETV マークの判別性が低くなる可能性が高い。
- 提出されたアンケートに対する回答は公開されるのか。FAQ の様な形で公開した方がよいのではないか。
→対応する方向で検討を進める。
- ETV マークに性能値を表記することによって、公平な比較ができなくなってしまうのであれば、性能値に関する表示はウェブ上で対応すればよいのではないか。例えば、実証番号を ETV マークに表記されている URL で検索すれば、すぐに閲覧できるようにする、など。
- 実証番号を、書籍の ISBN 番号の様に取扱い、環境技術実証事業サイトで検索すればすぐに内容を閲覧できるようにした方がよい。
- 実証の意味と、宣伝広告を作っている訳では無いことを理解頂いたうえで、申請されるようにしなければならない。
- 実証事業に参画している製品しか取り扱わない、など、政策的な取り組みをすればよいのではないか。
→グリーン購入法では、窓用日射遮蔽フィルムその他が対象となっている。窓用日射

遮蔽フィルムは、実証試験結果報告書を提出資料の一部として使用できる。

- 高反射率塗料については、次年度 JIS が制定される予定であるから、ETV マークと JIS マークの棲み分けが議論になると思われる。

②平成 22 年度実証申請者向けアンケートの結果

事務局より、資料 5 に基づきアンケートの結果を報告した。

【意見・質疑応答】

- 資料 5 では、資料 4-1 で回答頂いた方の結果も集計対象としているのか。
→対象としている。そのため、回答者は重複しているケースがある。

iii) エコビルド 2010 アンケート結果

環境省事務局より、資料 6 に基づきエコビルド 2010 において実施したアンケート調査の結果が報告された。

【補足】

- ウェブページが見にくい、などの意見があったので、ウェブサイトの構成を再検討したい。

【意見・質疑応答】

- アンケートは、調査だけを目的とするのではなく、メッセージ性を持たせることもできる。例えば「ETV マークを見て性能値を確認したい」、などの項目を追加し、性能値を確認することを消費者にアピールした方がよいのではないかと。
- 実証事業によって適正に普及させることを目的としているのであれば、ETV マークが付いているから良い、という誤認識を持たせず、実証の結果を見て判断させるようユーザーを促す必要がある。

(3) その他（今後のスケジュールなど）

事務局より、資料 7 に基づき本年度のスケジュールを説明した。

以上

(文責：環境省水・大気環境局総務課環境管理技術室速報のため事後修正の可能性有り)